

旭川医科大学における防犯カメラ管理運用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川裕司

旭川医科大学における防犯カメラ管理運用規程の一部を改正する規程

旭川医科大学における防犯カメラ管理運用規程（令和6年旭医大達第18号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(防犯カメラの設置等の手続き)</p> <p>第8条 管理責任者は、防犯カメラを設置、変更又は廃止するときは、事前に防犯カメラ（設置・変更・廃止）申請書（別記様式）により総括管理責任者に申請し、承認を得なければならない。</p> <p>2 総括管理責任者は、前項の申請があった場合は、その申請事項について<u>リスクマネジメント委員会</u>において協議し、承認したときは、前項の申請をした管理責任者へ通知する。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和8年7月1日から施行する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>リスクマネジメント規則の新設に伴い、危機管理規程は廃止され、危機管理室はリスクマネジメント委員会へ再編されたため。</p>	<p>(略)</p> <p>(防犯カメラの設置等の手続き)</p> <p>第8条 管理責任者は、防犯カメラを設置、変更又は廃止するときは、事前に防犯カメラ（設置・変更・廃止）申請書（別記様式）により総括管理責任者に申請し、承認を得なければならない。</p> <p>2 総括管理責任者は、前項の申請があった場合は、その申請事項について<u>危機管理室</u>において協議し、承認したときは、前項の申請をした管理責任者へ通知する。</p> <p>(略)</p>